

ICT等を活用した学習活動による「指導要録上の出席扱い」について

不登校児童生徒が家庭においてICT等を活用した学習活動を行う場合、指導要録上の出席扱いとするための判断の目安となる基準を次のとおりとする。ただし、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、学校に登校しないことを認める趣旨ではない。また、家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、不登校児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の公的機関、フリースクール等での相談・指導を受けることができるように、段階的に家庭と調整していくことが重要である。

1 次の(1)～(5)を満たすものとする。

- (1) 当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような状況にあること。
- (2) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- (3) 次のいずれかの者の訪問等による対面指導が定期的かつ継続的にできること
 - ① 学校の教職員（心のサポーターも含む）
 - ② スクールソーシャルワーカー（県教委派遣、市教委派遣）
 - ③ その他、教育委員会が認めるもの
- (4) ICT等を活用した学習内容が在籍校の年間指導計画に準じた内容になっていること
- (5) 家庭でのひきこもりがちな期間を長期化させないため、学校復帰や社会的自立に向けた支援を段階的にすすめることが前提となるため、保護者は、当該児童生徒に段階的に学校への登校やフレンドスペース（適応指導教室）等への入室を促すとともに、「不登校サポート『親の会』」へ積極的に参加するように努めること

2 ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネットなど）や郵送、メール、ファックスなどを活用して提供される学習活動であり、次の(1)～(3)のいずれかとする。

- (1) 民間業者が提供するICT教材を活用した学習
- (2) パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- (3) 学校のプリントや通信教育を活用した学習

3 上記1の条件を満たし、次の(1)～(3)いずれかの内容等を校長が十分に把握した上で、出席と判断することができる。

- (1) 民間業者のICT教材等の場合、当該業者が発行する月ごとの「学習履歴」で示された内容
- (2) 当該児童生徒が学習した成果物（学習教材等）をメールやファックスで学校に送信した内容
- (3) 対面指導を行った教員等の聞き取った学習状況の内容

4 指導要録への記載について

(1) 指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いした日数及びICT等を活用した学習活動によるものであることを記入すること。

(2) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

5 上記により難しい場合には、東広島市教育委員会と協議すること。

【参照】

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（元文科初第698号 令和元年10月25日）
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（30文科初第1845号 平成31年3月29日）
- ・「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」（事務連絡 平成30年10月1日）
- ・「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（30文科生第417号 平成30年9月20日）
- ・「県立学校における義務教育段階の不登校児童生徒に対する指導要録上の出席扱いのガイドライン」（広島県教育委員会 令和2年3月17日）